

## 平成27年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

議案第85号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	1
議案第86号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例	3
議案第87号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例	5
議案第88号	廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例	15
議案第89号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	17

廿日市市



## 議案第85号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

## ○廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第12号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(課税免除の申告)	(課税免除の申告)
第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。	第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。
(1) 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1) 申告者の住所及び氏名又は名称
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

改正後	改正前
(保険料の徴収猶予)	(保険料の徴収猶予)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。	2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定 する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。）	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名及び住所
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(保険料の減免)	(保険料の減免)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。	2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名、住所及び個人番号	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名及び住所
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 (略)	3 (略)

## 廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）

(下線の部分は改正部分)

改正後							改正前						
別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料 1 廿日市市中央市民センター							別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料 1 廿日市市中央市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
多目的ホール	2,480円	2,840円	3,190円	5,680円	6,040円	8,880円	講堂	2,610円	2,980円	3,360円	5,970円	6,340円	9,330円
大研修室	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円	ステージ	1,240円	1,420円	1,600円	2,850円	3,020円	4,450円
中研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,730円	観客席	1,180円	1,350円	1,520円	2,710円	2,870円	4,230円
小研修室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円	展示ホール	940円	1,070円	1,210円	2,150円	2,280円	3,360円
和室	290円	340円	380円	680円	720円	1,060円	会議室	250円	280円	320円	570円	600円	890円
実習室	390円	440円	500円	890円	940円	1,390円	講義室	540円	620円	700円	1,240円	1,320円	1,940円
調理室	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,950円	集会室	1,110円	1,270円	1,430円	2,550円	2,700円	3,980円
備考 (略)							和室	320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
							実習室	330円	370円	420円	750円	790円	1,170円
							調理室	520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円
備考 (略)													



## 議案第87号

## 廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市吉和魅惑の里設置および管理条例（平成15年条例第32号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 吉和地域の豊かな自然に親しむ場を提供し、地域とのふれあいを通じた広域的な交流と地域の活性化、あわせて市民及び来訪者の保健、休養及び教育に資するため、廿日市市吉和魅惑の里（以下「魅惑の里」という。）を設置する。	第1条 市民が自然とふれあう場を提供し、もって市民の保健、休養及び教育に資するため、廿日市市吉和魅惑の里（以下「魅惑の里」という。）を設置する。
(削る)	(指定管理者による管理)
(削る)	第4条 魅惑の里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
(利用の許可)	(利用時間等)
第4条 魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用するようとする者（以下「申請者」という。）は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。	第5条 魅惑の里の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。
2 市長は、前項の許可をする場合において、魅惑の里の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。	2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は魅惑の里の全部若しくは一部の供用を休止することができる。
(利用許可の制限)	(利用の許可)
第5条 市長は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。	第6条 魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用するようとする者（以下「申請者」という。）は、 <u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。
(1)～(4) (略)	2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、魅惑の里の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。
(使用料の納付等)	(利用許可の制限)
	第7条 指定管理者は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。
	(1)～(4) (略)
	(利用料金の納付等)

改正後	改正前
<p>第6条 魅惑の里の施設等を利用する者は、別表_____に定めるところにより、<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p>	<p>第8条 魅惑の里の施設等を利用する者は、次条第2項に定めるところにより、魅惑の里の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>
<p>2 使用料は、施設等を利用する際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>3 市長_____は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減免することができる。</p>	<p>2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、<u>利用料金</u>を減免することができる。</p>
<p>4 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、市長_____が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>3 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>（削る）</p>	<p>（利用料金の収入等）</p>
<p>（利用許可の取消し等）</p>	<p>第9条 魅惑の里の施設等を利用する者が納付する利用料金は、魅惑の里の指定管理者の収入とする。</p>
<p>第7条 市長_____は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</p>	<p>2 利用料金の額は、別表第2に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p>
<p>（1）（略）</p> <p>（2）第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p>	<p>3 指定管理者は、前項の規定により承認を受けて定めた風呂棟に係る各区分ごとの利用料金の額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。ただし、入湯税を含む回数券を発行する場合は、利用料金の額に入湯税の額を加えて得た額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行するものとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>（利用許可の取消し等）</p>
<p>（削る）</p>	<p>第10条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</p>
<p>（1）（略）</p> <p>（2）第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p>	<p>（1）（略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>（指定管理者の指定の申請）</p>
<p>（削る）</p>	<p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
(削る)	<p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><u>第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る魅惑の里の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>事業計画書の内容が、魅惑の里の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>事業計画書の内容が、魅惑の里の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>地域の観光の活性化を図るための施設としての魅惑の里の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</u></p> <p class="list-item-l1">(5) <u>前各号に掲げるもののほか、魅惑の里の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>魅惑の里の利用の許可に関する業務</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>魅惑の里の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>前3号に掲げるもののほか、魅惑の里の運営に関して市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p> <p><u>第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(業務報告の聴取等)</u></p> <p><u>第15条 市長は、魅惑の里の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p>
(削る)	
(削る)	

改正後	改正前																														
(削る)	<p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p><u>第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</u></p>																														
(利用の予約)	(新設)																														
<u>第8条 魅惑の里の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。</u>																															
(違約金の徴収)	(新設)																														
<u>第9条 前条の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）は、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u>																															
<u>2 市長は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。</u>																															
<u>3 前項の違約金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内で市長が定める。</u>																															
(委任)	(委任)																														
<u>第10条 この条例に定めるもののほか、魅惑の里の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</u>	<u>第17条 この条例に定めるもののほか、魅惑の里の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</u>																														
別表（第6条関係）	別表第1（第5条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">簡易宿泊施設</td> <td rowspan="3">宿泊</td> <td>幼児</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人1泊</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>その他12歳</td> <td></td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	区分	単位	使用料	簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1,500円	小学校児童	1人1泊	2,200円	その他12歳		3,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">簡易宿泊施設</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の10時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から16時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケビンA</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の10時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から16時まで</td> </tr> <tr> <td>ケビンB</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間		簡易宿泊施設	宿泊	16時から翌日の10時まで	一時利用	9時から16時まで	ケビンA	宿泊	16時から翌日の10時まで	一時利用	9時から16時まで	ケビンB	宿泊	16時から翌日の10時まで
施設	区分	単位	使用料																												
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1,500円																												
		小学校児童	1人1泊	2,200円																											
		その他12歳		3,500円																											
区分	利用時間																														
簡易宿泊施設	宿泊	16時から翌日の10時まで																													
	一時利用	9時から16時まで																													
ケビンA	宿泊	16時から翌日の10時まで																													
	一時利用	9時から16時まで																													
ケビンB	宿泊	16時から翌日の10時まで																													

改正後					改正前		
		以上の者			一時利用	9時から16時まで	
ケビンA	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円	研修室	11時から22時まで	
	宿泊		1棟	16,500円	風呂棟	6時30分から8時30分まで	
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円		16時から23時まで	
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円	一時利用者	11時から21時まで	
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円	木工陶芸及び農産加工施設	10時から16時まで	
	1回4時間以内		1室	7,600円	ギャラリー	10時から16時まで	
研修室	宿泊者以外	幼児		150円	バーベキュー施設	9時から16時まで	
		小学校児童	1人	350円	ふれあいホール	9時から22時まで	
		その他12歳以上者の者		600円	オートキャンプ	宿泊 13時から翌日の11時まで	
		入浴回数券	1枚綴り	6,000円	場テントサイト	一時利用 10時から16時まで	
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円	ターゲットバードゴルフ場 9時から16時まで		
		4時間以内	1室	4,150円			
		個人利用	1人	450円			
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円			
			4時間以内	4,150円			
バーベキュー	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円			

改正後					改正前
施設		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円	
野外	1回4時間以内	1区画		1,650円	
	4時間を超えて1時間までごとに	1区画		450円	
	9時から17時まで	1時間までごとに		3,450円	
ふれあい ホール	17時から22時まで	1時間までごとに		5,400円	
	ピアノ	1回		5,150円	
	宿泊	1基		4,150円	
オートキャン プ場テントサ イト	一時利用	1回4時間以内	1基	2,200円	
RVパーク	宿泊	1区画		2,000円	
グラウンド・ ゴルフ場	1ラウンド4時間以内 24ホール	1人		500円	
備考					
1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。					
2 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。					
3 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。					
4 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット					

改正後	改正前																																																											
ト時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。																																																												
(削る)	<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">簡易宿泊施設</td> <td rowspan="3">宿泊</td> <td>幼児</td> <td>500円から 2,420円まで</td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人1泊</td> <td>1,050円から 5,250円まで</td> </tr> <tr> <td>その他12歳以上</td> <td></td> <td>1,580円から 6,300円まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>1回4時間以内</td> <td>1室</td> <td>2,630円から 6,300円まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケビンA</td> <td>宿泊</td> <td>1棟</td> <td>7,500円から 21,000円まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>1回4時間以内</td> <td>1棟</td> <td>3,500円から 7,350円まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケビンB</td> <td>宿泊</td> <td>1棟</td> <td>5,000円から 15,750円まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>1回4時間以内</td> <td>1棟</td> <td>2,500円から 6,300円まで</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1回4時間以内</td> <td>1室</td> <td>3,680円から 10,500円まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">風呂棟</td> <td rowspan="3">宿泊者以外</td> <td>幼児</td> <td>50円から 150円まで</td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人</td> <td>150円から 450円まで</td> </tr> <tr> <td>その他12歳以上</td> <td></td> <td>200円から 900円まで</td> </tr> <tr> <td>木工陶芸及び農産加工施設</td> <td>専用利用</td> <td>4時間を超えて利用する場合</td> <td>2,500円から 6,300円まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4時間以内</td> <td>1室</td> <td>1,840円から</td> </tr> </tbody> </table>			施設	区分	単位	利用料金の範囲	簡易宿泊施設	宿泊	幼児	500円から 2,420円まで	小学校児童	1人1泊	1,050円から 5,250円まで	その他12歳以上		1,580円から 6,300円まで	一時利用	1回4時間以内	1室	2,630円から 6,300円まで	ケビンA	宿泊	1棟	7,500円から 21,000円まで	一時利用	1回4時間以内	1棟	3,500円から 7,350円まで	ケビンB	宿泊	1棟	5,000円から 15,750円まで	一時利用	1回4時間以内	1棟	2,500円から 6,300円まで	研修室	1回4時間以内	1室	3,680円から 10,500円まで	風呂棟	宿泊者以外	幼児	50円から 150円まで	小学校児童	1人	150円から 450円まで	その他12歳以上		200円から 900円まで	木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	2,500円から 6,300円まで			4時間以内	1室	1,840円から
施設	区分	単位	利用料金の範囲																																																									
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	500円から 2,420円まで																																																									
		小学校児童	1人1泊	1,050円から 5,250円まで																																																								
		その他12歳以上		1,580円から 6,300円まで																																																								
	一時利用	1回4時間以内	1室	2,630円から 6,300円まで																																																								
ケビンA	宿泊	1棟	7,500円から 21,000円まで																																																									
	一時利用	1回4時間以内	1棟	3,500円から 7,350円まで																																																								
ケビンB	宿泊	1棟	5,000円から 15,750円まで																																																									
	一時利用	1回4時間以内	1棟	2,500円から 6,300円まで																																																								
研修室	1回4時間以内	1室	3,680円から 10,500円まで																																																									
風呂棟	宿泊者以外	幼児	50円から 150円まで																																																									
		小学校児童	1人	150円から 450円まで																																																								
		その他12歳以上		200円から 900円まで																																																								
	木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	2,500円から 6,300円まで																																																								
		4時間以内	1室	1,840円から																																																								

改正後	改正前			
				<u>5,250円まで</u>
	<u>個人利用</u>	<u>1人</u>		<u>150円から</u> <u>420円まで</u>
<u>ギャラリー</u>	<u>専用利用</u>	<u>1日</u>		<u>2,630円から</u> <u>9,450円まで</u>
		<u>4時間以内</u>		<u>2,500円から</u> <u>6,300円まで</u>
<u>バーベキュー</u>	<u>屋根付き</u>	<u>1回4時間以内</u>	<u>1区画</u>	<u>1,750円から</u> <u>4,200円まで</u>
<u>施設</u>	<u>野外</u>	<u>1回4時間以内</u>	<u>1区画</u>	<u>500円から</u> <u>2,100円まで</u>
		<u>9時から17時まで</u>	<u>1時間までごとに</u>	<u>1,600円から</u> <u>4,800円まで</u>
<u>ふれあい</u>		<u>17時から22時まで</u>	<u>1時間までごとに</u>	<u>2,500円から</u> <u>7,500円まで</u>
<u>木一ル</u>			<u>ピアノ</u>	<u>1回</u> <u>1,500円から</u> <u>5,250円まで</u>
<u>オートキャン</u>	<u>宿泊</u>		<u>1基</u>	<u>1,580円から</u> <u>5,250円まで</u>
<u>プ場テントサ</u>				
<u>イート</u>	<u>一時利用</u>	<u>1回4時間以内</u>	<u>1基</u>	<u>1,050円から</u> <u>4,200円まで</u>
<u>ターゲットバ</u>		<u>1ラウンド4時間以内</u>		<u>400円から</u>
<u>ードゴルフ場</u>		<u>18ホール</u>	<u>1人</u>	<u>1,050円まで</u>

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で利用して宿泊する場合は、幼児の利用料金を徴収する。
- 3 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の利用料金の額は、第9条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の6割に相当する額以内の額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に1

改正後	改正前
	<p>0円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>4 <u>ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を利用するときは、第9条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を利用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u></p>



## 議案第88号

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市簡易水道事業設置条例（平成15年条例第20号）

(下線の部分は改正部分)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
(略)				(略)			
東部簡易水道	玖島、永原及び友田 の 各一部	2,700人	850立方メートル	東部簡易水道	玖島、永原、友田及び 広島市佐伯区湯来町の 各一部	2,700人	850立方メートル
(略)				(略)			



## 議案第89号

## 廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市建築審査会条例（平成20年条例第4号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。） 第83条の規定に基づき、廿日市市建築審査会（以下「審査会」という。）の 組織、議事、 <u>委員の任期</u> その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。） 第83条の規定に基づき、廿日市市建築審査会（以下「審査会」という。）の 組織、議事_____その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 (略)	第2条 (略)
<u>(委員の任期)</u>	(新設)
第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでそ の職務を行う。	第3条～第8条 (略)
第4条～第9条 (略)	

